

再処理事業変更許可の概要

1. 目的

使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物の保管廃棄能力向上を行う。

2. 許可内容（概要図参照）

(1) 使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内への低レベル固体廃棄物の貯蔵室設置

使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物を使用済燃料受入れ・貯蔵建屋内で貯蔵できるよう、本建屋の空きスペースを活用して最大保管廃棄能力約 430 本（200 リットルドラム缶換算。以下同じ。）の貯蔵室を設置する。

(2) アクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋の一部先行使用

使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物をアクティブ試験中の低レベル廃棄物貯蔵建屋内で貯蔵できるよう、本建屋の一部（最大保管廃棄能力約 50,000 本のうち約 7,500 本）を再処理設備本体の運転開始に先立ち使用できるよう変更する。

(3) 低レベル廃棄物貯蔵建屋の設置

使用済燃料受入れ・貯蔵施設から発生する低レベル固体廃棄物を貯蔵するため、最大保管廃棄能力約 13,500 本の低レベル廃棄物貯蔵建屋を新たに設置する。

3. 安全対策

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」等の関係法令の要求を満足し、かつ「再処理施設安全審査指針」に適合するよう各種の安全対策（放射線しゃへい、耐震等）を講じる。

4. 平常時における一般公衆の被ばく評価

平常時における再処理施設から環境への放射性物質の放出に伴う一般公衆の線量は、今回の変更において放射性物質の推定年間放出量に変更がないため線量評価値（約 0.022mSv/y）には変更はなく、告示に定める周辺監視区域外の線量限度を十分に下回る。

以 上